

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 6月29日

許可の有効年月日 令和 8年 6月28日

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(限定条件は裏面のとおり)(以上5種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面参照)

施設所在地: 東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

3 許可の条件

- 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
- 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日 新規許可
令和 元年 6月 29日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

積替え保管面積：2,228㎡ 最大保管高さ：3.3m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（廃トナーに限る。）	かご付台車4台 : 5.12㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る。）	かご付台車 又は直置き : 16.5㎡
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	パレット2枚 : 1.44㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	パレット5枚 : 12.9㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	パレット2枚 又はドラム缶6個 : 2.30㎡
汚泥、金属くず（小型充電式電池、ボタン電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラ容器1個 : 0.07㎡
	保管量合計 : 38.33㎡

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター